

第7回京都市プール制検討委員会
参考資料集

平成21年11月30日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

国による保育制度改革

1 社会保障審議会少子化対策部会（厚生労働省）

今後の新たな制度体系の詳細設計に向けた議論の中間的なとりまとめとして、平成21年2月24日付けで「第1次報告」が出された。

第1次報告を踏まえた詳細の検討については、検討項目が専門的かつ量的にも大きいものであるため、同部会に2つの専門委員会を設置し、議論が行われているところである。

主に次のような項目について議論されている。

【保育第一専門委員会】

- ・保育の必要性の判断、公的保育契約
- ・保育の費用保障、利用者負担の在り方
- ・保育の質の確保、向上について

【保育第二専門委員会】

- ・多様な保育関連給付メニュー
- ・参入の仕組み

※ 「第1次報告」の概要については、第1回委員会「参考資料集」の資料14を参照。)

2 地方分権改革推進委員会（内閣府）

平成21年10月7日に出された「第3次勧告」によると、

保育園に関する内容としては、

- ・ 保育所の設備、設置基準の条例への委任
(人員配置基準は「標準」、その他は「参酌すべき基準」)
が挙げられている

これに対する厚生労働省は、

- ・ 条例委任は実施
 - ・ 利用者の待遇、安全、生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」は「従うべき基準」、その他（全体の約9割）の基準は勧告どおり「参酌すべき基準」とする。
 - ・ 保育所については、東京等に限り待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。
- との対応方針を示した。

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。
ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められることに
さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

項目数	勧告	対応案	(保育所の取扱い)
①人員配置基準	28	標準	従うべき
②居室面積基準	22	参酌	従うべき
③人権に直結する運営基準等 例:サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	112	参酌	従うべき 東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする
④上記以外の施設・設備・運営基準 例:居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着替え等)、健康保持、地域との連携、娛樂の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌 全基準(約1362項目) の約12% 全基準(約1362項目) の約88%
⑤利用定員	7	標準	標準(5/7)
⑥協議、認可等／計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5)

「従うべき基準」:条例の内容は、「全国一律」)

「標準」:条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」:基本的には地方自治体の判断で定められる

<条例委任を認める前提>

①「標準」「参酌すべき基準」の場合、国の基準を下回る施設・サービスについては、サービス水準に応じた介護報酬等を設定

②「従うべき基準」の場合、条例を制定しない場合やその内容が国の基準に適合していないと認めるときは、総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入

○ 一部の「利用定員の基準」については「従うべき基準」

○ 水道事業の認可、高齢者医療の確保に関する法律の事前協議、医療計画の策定義務付けについても「存置」

出典: 厚生労働省報道発表資料

「地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針について」

事業番号2-25

施策・事業シート（概要説明書）						
担当府省名	厚生労働省		予算事業名	延長保育事業（次世代育成支援対策交付金）		
担当局庁名	雇用均等・児童家庭局		上位施策事業名	地域子育て支援対策費		作成責任者
担当課・室名	保育課		事業開始年度	平成17年度		保育課長 今里 謙
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	次世代育成支援対策推進法第11条第1項		関係する通知・計画等	次世代育成支援対策交付金の国庫補助について（平成20年11月28日厚生労働省発達児第1128002号厚生労働事務次官通知）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：市町村）実施主体：社会福祉法人等）					
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）					
支出先が 独立法、公益 法人等の 場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/
	職員総数	内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画	
目的 (何のために)	次世代育成支援対策推進法に基づき市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図る。 (うち延長保育促進事業：就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応する)					
事業 対象 (誰/何を対象に)	市町村が行動計画により毎年度策定する事業計画に基づく次世代育成支援対策に資する事業 (うち延長保育促進事業：延長保育を利用した保育所入所児童)					
事業/制度 概要	市町村以外の者の設置する保育所（民間保育所）の11時間の開所時間の前後の時間において、30分以上延長保育を実施する。					
コスト	平成22年度概算要求額		人件費			
	事業費	44,000 百万円 (内数)	{	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人
総計	44,000 百万円 (内数)		臨時職員他	千円	人	
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額			
	H19(決算額)	36,409百万円の内数	36,409百万円の内数			
	H19(決算上の不用額)	91百万円の内数				
	H20(決算見込額)	37,284百万円の内数	37,284百万円の内数			
	H21(当初予算)	38,800百万円の内数	38,800百万円の内数			
	H21(補正予算)	0				
	H22概算要求	44,000百万円の内数	44,000百万円の内数			
平成22年度 予算内訳（補助金の場合は負担割合等）	交付金の性格上、内訳はない ○次世代育成支援対策交付金 44,000百万円の内数 負担割合 定額（1／2相当） ○執行状況（延長保育促進事業分） 19年度 27,999百万円（差引実支出額（実支出額-寄付金その他の収入額）に国庫負担率（相当）の2分の1を乗じて算定したもの） ※なお、交付申請時申請ポイント合計にて換算した場合の金額は26,048百万円である。 20年度（見込）27,134百万円（交付申請時申請ポイント合計を換算）					

出典：内閣府行政刷新会議「ワーキンググループ配布資料」

施策・事業シート (概要説明書)

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	延長保育事業 (次世代育成支援対策交付金)				
担当局庁名	雇用均等・児童家庭局	上位施策事業名	地域子育て支援対策費		作成責任者		
担当課・室名	保育課	事業開始年度	平成17年度		保育課長 今里 謙		
事業/制度の必要性	市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図るため必要 (うち延長保育促進事業:毎年度、実施か所数が増加してきており、近年の就労形態の多様化により延長保育のニーズが高まっているため必要)						
他省庁、自治体等における類似事業							
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	市町村が児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所(民間保育所)の開所時間を超えた保育を行う事業に対し交付						
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	延長保育促進事業実施数(民間保育所)	か所	8,975	9,540	9,903		
予算執行率	*次世代育成支援対策交付金全体における予算執行率	%	99.0%	99.7%	99.4%		
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	(現状の成果) 平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、必要な予算を確保しているところ。 延長保育実施か所数については、15,533か所(平成20年度未現在、公立・私立合計)であり、「子ども・子育て応援プラン」目標16,200か所に向け、着実に推進してきているところであり、今年度末までには達成する見込みである。						
	(今後の方向性) 延長保育の需要の拡大が今後も見込まれるところであり、引き続き、着実に推進する。 また、数値目標については、平成22年度から今後5年間の保育サービスや放課後児童対策など子育てを支える社会的基盤の整備や、仕事と生活の調和等を中心とした数値目標を定めた「子ども・子育てビジョン(仮称)」(新たな少子化社会対策大綱)を内閣府において検討されているところであり、検討結果を踏まえ設定。						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	延長保育促進事業実施数(民間保育所)	か所	8,975	9,540	9,903		
	*延長保育実施数(公立・私立)	か所	14,431	15,076	15,533		
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方針性、課題等)	・延長保育促進事業の実施数は、着実に増加しており、多様な保育ニーズに対応していると考える。 ・今後については、新たな少子化社会対策大綱の検討結果を踏まえ対応。						
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)							
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	平成17年度 次世代育成支援対策交付金創設 平成17年度～平成21年度 子ども・子育て応援プランにより目標値設定						

延長保育事業の概要

～ 次世代育成支援対策交付金に計上 ～

(主な内容)

民間保育所における11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度要求
予算額	33,956(内数)	36,500(内数)	37,500(内数)	38,800(内数)	44,000(内数)
実績か所	8,975	9,540	9,903	—	—

※20年度の実績か所数は交付決定ベース

2. 事業内容

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため、以下の事業を実施。

- ① 基本分 延長保育を実施するために開所時間内において必要な保育士を加配する事業
- ② 加算分 11時間の開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施するために必要な保育士を加配する事業

3. 補助根拠 次世代育成支援対策推進法第11条第1項

4. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

5. 補助率 定額(1/2相当)

少子化対策の枠組み

少子化対策基本法(平成15年法律第133号)

少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき重点課題を設定

子ども・子育て応援プラン(平成16年12月少子化社会対策会議決定)
大綱の示した重点課題に沿つて、平成17年度から21年度までの
5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示

■延長保育の推進 平成21年度末までに16,200箇所

※次世代育成支援のための新たな制度体系の構築に向けた
議論については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
(平成19年12月少子化社会対策会議決定)を受けて、社会
保障審議会少子化対策特別部会において「第1次報告」を本年
2月にとりまとめ、引き続き、議論中。

(予算担当部局用)

事業番号2-25

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	延長保育事業 (次世代育成支援対策交付金)		
予算額	平成21年度当初予算額 38,800 百万円	平成22年度概算要求額 44,000 百万円	

事業予算についての論点等

- 延長保育事業については仕事を有する保護者向けサービスであることから、休日・夜間保育事業、一保育事業等、他の保育サービスと同様に、事業主拠出金で実施すべきではないか。

各種の子育て支援事業に対する財政措置

- 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。 ○ 具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。 ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、事業毎に定められた一定額を国が補助するもの。 ※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児全戸家庭訪問事業 ・ 着ぐ支援家庭訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トライアルステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p>等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(一般会計)

(年金特別会計児童手当勘定)

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-25 延長保育事業

(次世代育成支援対策交付金)

- 延長保育事業は、基本的に強化すべき。ただし、厚生労働省は必要とされるデータを全く持っていない。データの提示なくして、必要額や会計の議論はできない。
- 延長保育の支援は大変に重要で、公共セクターによる支援は継続すべきである。ただし、財源は都道府県が合意するのであれば、年金特別会計児童手当勘定でかまわない。都道府県が反対する場合、特別会計1/2、市町村1/2にすべき。
- 全体(保育事業)としてのサービスの負担割合について、検討してほしい。
- 2年以内の子ども手当創設に伴い、保育の抜本的な制度改革を行うべき。とりわけ、ソフト交付金と児童育成事業の項目の多さは驚きで、地方に一括して財源を渡すべき。
- 財源についても、特別会計の負担割合を見直す。積立金も活用し、都道府県に新たな負担のないようにする。受益者負担の観点から、補完的保育サービスまで一般国民が負担するのはおかしい。
- 厚生労働省のセクショナリズム「保育＝福祉」の固定観念が強い。延長保育を事業主拠出金及び民間企業(社会福祉法人)に限定しすぎ。
- 児童手当勘定や、労災特会などからの支出で事業の継続を図るべき。児童手当勘定の積立金が800億円あるというのには驚いている。時間外保育延長は、必要とされるのは一般的に残業対応である。本来、国民の福祉向上を思うなら、残業などない勤労状況を目指すべきで、貴重な一般会計の使い道は「待機児童の解消」の方向で政策の充実を図るべきと考える。
- 埋蔵金で2年間制度を継続し、その間にトータルで国民が安心して子育てできる制度をつくりあげて欲しい。来年度の早いうちに制度提案できるとの説明があった。
- 延長保育については、受益者負担の増加の検討も必要では。一般会計で実施した方がよい。年金特別会計に移した場合に、企業の実効税率がどうなるかの議論が必要。全体として企業負担を増加させる議論の流れであるが、企業の競争力への配慮も重要。
- ニーズの具体的な把握について、工夫をしていく必要があると思います。埋蔵金があるなら、保育所の増設に使えばよい。
- 「次世代育成支援」に関する全体のスキームができるまで、現状(一般会計)で手当すべき。しかし、多数の事業は保育園/親子(申請者＝受益者)から見て、簡便で使いやすい形に抜本的に統一すべき。
- 来年度はこのままサービスの継続が必要。特別会計の中でどのような次世代育成対策支援を

するのかを22年度に考え、整理し、23年度には整理した形で新しくスタートさせる。延長保育事業そのものは、ワーキング保護者が増加していること、また、出生数を増やすことをサポートするためにも、継続・強化する必要がある。財源については、コンスタントに予算がとれる枠があるようにすべき。一般会計・特別会計、どちらでもよい。ただし、埋蔵金があり、使うあてがないのであれば、これに充てることは必要だ。

WGの評価結果

延長保育事業(次世代育成支援対策交付金)

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しを行わない 3名

見直しを行う 9名:

ア.他の保育サービスと同様に、特別会計により実施 8名

イ.その他 1名

とりまとめコメント

子ども手当の創設にみられるように、社会全体で子育てを応援していくことに力点を置いていることは言うまでもなく、この延長保育事業もムダという議論はなく、必要だという認識であることを指摘する。

その上で、本WGでの判定のとおり、延長保育事業は「見直し(特別会計により実施)」という結論とさせていただく。現在は制度的な過渡期にあるため、抜本的な保育のあり方について政務三役でしっかりと議論し、その中で負担のあり方についても、議論を行っていただきたい。当面1,2年の間は、特別会計の中で負担するという形で予算要求をお願いしたい。

ただし、次世代育成支援対策交付金は国1/2、市町村1/2で、児童育成事業費は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3という負担については、特会に移管することにより、地方自治体や受益者に過度な負担が生じることのないよう、法改正なども含めて検討していただきたい。

事業番号2-39

担当省名		厚生労働省		実施年名		保育所運営費負担金 (保育所の利用料の設定の仕組みを含む)	
担当課名	雇用均等・児童家庭局	実施課名	保育課	実施開始年名	昭和23年度	実施責任者	保育課長 今里 謙
規制緩和等の取組み	児童福祉法第53条	実施する年名	国保する年名	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について (昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)			
実施方法	□直接実施						
	□業務委託等 (委託先等 :)						
	■補助金 (直接) 間接) (補助先 : 市町村 実施主体 : 市町村)						
	□貸付 (貸付先 :) □その他 ()						
役員報酬額の算定方法	役員報酬額	実際OB役員額	従事職員数	従事職員報酬額	監事等	監事等報酬額	/
	職員報酬額	内、官厅OB	従事職員報酬額		官厅OB役員報酬額		
	積立金等の算定方法	内訳	今後の活用計画				
目的 (何のために)	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、その保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。						
対象者 (誰が何を受ける)	民間保育所入所児童						
算定/制度内容 (手取る手方法)	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。 保育所徴収基準額は、保育費用を基礎とし、家計に与える影響を考慮して徴収することとしており、所得税等を判断基準として、低所得者は低額で、高所得者は高額となるよう別添のとおり設定されている。 なお、保育所運営費負担金上の保育所徴収基準額は国と地方自治体との精算基準であり、実際に保護者から徴収する保育料は地方自治体において定めている。						
算定額の算出方法 (算出の手順)	平成22年度概算要求額		人件費				
	362,101 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	百万円			担当正職員	千円		人
	362,101 百万円			臨時職員他	千円		人
算定額の算出方法 (算出の手順)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	299,448	299,448				
	H19(決算上の不用額)	13,262					
	H20(決算見込額)	313,564	313,564				
	H21(当初予算)	340,102	340,102				
	H21(補正予算)	0					
	H22概算要求	362,101	362,101				

事業番号2-39

施策事業シート(要説明書)																									
担当省名	厚生労働省	子育て支援事業名	保育所運営費負担金 (保育所の利用料の設定の仕組みを含む)																						
担当局・課名	雇用均等・児童家庭局	子育て支援事業名	保育所運営費負担金 (保育所の利用料の設定の仕組みを含む)																						
担当課・室名	保育課	事業開始年度	昭和23年度	保育課長 今里 譲																					
実施年度の必要性	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるための受け皿が必要である。また、平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」に基づき0～2歳児の利用率を20%→38%に引き上げることを目指し、受入児童数の増に対応する必要がある。																								
他省庁・自治体・民間等との連携・役割分担	認証保育所(東京都)																								
他省庁・自治体・民間等との連携・役割分担	民間保育所における保育の実施に要する費用については、児童福祉法に基づき、国が1/2、都道府県1/4、市町村1/4負担することとなっている。																								
活動実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【活動指標名】/ 年度実績・評価</th> <th>単位</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所受入児童数</td> <td>万人</td> <td>100</td> <td>104</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>(公立保育所受入児童数)</td> <td>万人</td> <td>(108)</td> <td>(106)</td> <td>(105)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>93.74</td> <td>95.76</td> <td>95.71</td> </tr> </tbody> </table>					【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	民間保育所受入児童数	万人	100	104	107	(公立保育所受入児童数)	万人	(108)	(106)	(105)		%	93.74	95.76	95.71
【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度																					
民間保育所受入児童数	万人	100	104	107																					
(公立保育所受入児童数)	万人	(108)	(106)	(105)																					
	%	93.74	95.76	95.71																					
子育て支援	<p>(現状の成果)</p> <p>平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」に基づき0～2歳児の利用率を20%→38%に引き上げることを目指し、受入児童数の増に対応する運営費の確保を行っており、平成21年現在の上記利用率は21.7%である。</p> <p>(今後の方針性)</p> <p>今後とも目標に向かって、引き続き運営費の確保を行っていく。</p>																								
成果実現 成果指標の目標達成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【成果指標名】/ 年度実績・評価</th> <th>単位</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～2歳児保育所利用率</td> <td>%</td> <td>19.6</td> <td>20.3</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	0～2歳児保育所利用率	%	19.6	20.3	21.0										
【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度																					
0～2歳児保育所利用率	%	19.6	20.3	21.0																					
事業年度の目標達成 今後の運営の方向性	<p>保育所の待機児童が年々増加する中、待機児童の解消が課題となっており、「新待機児童ゼロ作戦」の目標を踏まえ、保育所の整備等に対応した運営費の確保を行うとともに、新たな少子化社会対策大綱の検討結果を踏まえた対応が必要である。</p> <p>なお、保育所の運営費には地方負担分があることから、地方においても保育所の整備等に対応した運営費の確保を行うことが必要である。</p>																								
運営実績 実績指標の目標達成	<p>昭和23年度 創設 平成7年度～11年度 エンゼルプラン 平成12年度～16年度 新エンゼルプラン 平成14年度～16年度 待機児童ゼロ作戦 平成17年度～21年度 子ども・子育て応援プラン 平成20年度～ 新待機児童ゼロ作戦</p>																								

支度金の年齢別割合と収支額(年額)

階層	推定平均年収	0歳				1歳		2歳		3歳		4歳～6歳		平均 保育単価 (年額)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳	47,7万円							
第1階層 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 及び中国残留労働者等の円滑な帰國の促進及び 永住帰國後の自立の支援に関する法律による支 援給付受給世帯	—	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	8.5%
第2階層 第1階層及び第4～第7 階層を除き、前年度分 の市町村民税の額の区 分が次の区分に該当す る世帯	市町村民税 非課税世帯	255万円未満	108,000円	72,000円	6.8%									
第3階層	市町村民税 課税世帯	255万円以上 334万円未満	234,000円	198,000円	10.4%									
第4階層	40,000円未満	334万円以上 467万円未満	360,000円	324,000円 (保育単価限度)	20.4%									
第5階層 第1階層を除き、前年分 の所得税課税世帯で あつて、その所得税の 額の区分が次の区分に 該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	467万円以上 640万円未満	534,000円	498,000円 (保育単価限度)	23.9%									
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	640万円以上 932万円未満	732,000円	696,000円 (保育単価限度)	23.9%									
第7階層	413,000円以上	932万円以上	960,000円 (保育単価限度)	924,000円 (保育単価限度)	6.1%									

※ 上記の費用微収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

➡ **国庫負担額について**は、
(保育費用の総額 - 徴収金(上記の基準額表による保育料の総額)) × 1/2 である。

平均的な保育所(定員90人)における運営費の内訳

①年齢別児童数

	人員
4歳以上児	33人
3歳児	19人
1, 2歳児	31人
乳児	7人
合計	90人

②保育所職員の職員配置及び俸給月額

職種	人員	俸給月額
施設長	1人	253,800 円
主任保育士	1人	230,112 円
保育士	8人	195,228 円
調理員等	2人	165,800 円

③年間運営費額

総額	人件費	管理費	事業費
70,375,440 円	59,928,588円	5,005,764円	5,441,088円

※下線部は会議中の修正後数値

人件費:俸給+諸手当+社会保険料事業主負担金

管理費:光熱水費、消耗品費、職員健康管理費 等

事業費:給食費、保育材料費 等

●参考(平均保育単価の内訳)

(児童1人当たりの年額)

	4歳以上児	3歳児	1, 2歳児	乳児
平均保育単価	47.7万円	55.4万円	113.1万円	190.2万円

人	件	費
保育士人件費 30:1 17.9万円	保育士人件費 20:1 24.8万円	保育士人件費 6:1 73.3万円
保育士以外の入 件費 13.3万円	保育士以外の入 件費 13.3万円	保育士以外の入 件費 13.3万円
管理費 8.5万円	管理費 9.3万円	管理費 14.8万円
事業費 8.0万円	事業費 8.0万円	事業費 11.7万円

保育士人件費 20:1 24.8万円
保育士以外の入 件費 13.3万円
管理費 9.3万円
事業費 8.0万円

保育士人件費 3:1 142.5万円
保育士以外の入 件費 13.3万円
管理費 22.7万円
事業費 11.7万円

保育士1人
当たりの児
童数

30人

20人

6人

3人

出典：内閣府行政刷新会議「ワーキンググループ配布資料」

(予算担当部局用)

事業番号2-39

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	保育所運営費負担金（保育所の利用料の設定の仕組みを含む）	
予算額	平成21年度当初予算額 340,102 百万円	平成22年度概算要求額 362,101 百万円
事業予算についての論点等		

- 保育サービスの拡充や待機児童の解消を図っていくためにも、負担能力に応じた適正な利用者負担を徴収する必要があるのではないか。
- こうした観点から、現在の低年齢児の保育料は、保育単価と見合っていない面があることから、適正化すべきではないか。
(0～2歳については、第7階層であっても、保育単価まで負担しておらず、公費による負担が行われている。)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4～6歳
保育単価 (収入)	15.1	8.9		4.3	3.7
第1階層 (生保)		0円		0円	
第2階層 (～255万)		9,000円		6,000円	
第3階層 (295万円)		19,500円		16,500円	
第4階層 (401万円)		30,000円		27,000円	
第5階層 (554万円)		44,500円		41,500円	
第6階層 (786万円)		61,000円		58,000円	
第7階層 (932万円～)		80,000円		77,000円	

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-39 保育所運営費負担金

(保育所の利用料の設定の仕組みを含む)

- 高所得層(1500万円以上)に応分の利用者負担を求めるることは不公平。
- 子ども手当の創設に伴って、費用徴収基準額も見直すべき。とりわけ、収入基準も世帯の可処分所得や地域で分類すべき。
- 高所得者の負担を増やすことにより、低所得者の負担減を図るなどの調整が必要。地方自治体ごとに、差が出ないよう国で負担すべき。
- 根本政策を見直し、幼稚園の保育料ともあわせて補助金の出し方は検討すべき。
- 認可保育所、認可外保育所など一物一価であるべき。社会福祉法人が事実上独占している。
- 制度設計のあり方として保育費用の総額をコントロールすることを考えたほうが合理的ではないか。
- 子育て支援については、多方面により充実すべきである。ただし、幼保一元化等抜本的な対応が求められる。
- 第7階層の負担率を上げても大きくは国庫負担を下げるにはならないと思う。民主党の子ども手当が一律支給であるために、ここは高額所得者の負担は上げて全体としてのバランスをとっているようなイメージを作るという風にも感じる。それよりも、保育のありようをもっと多様にさせて待機児童が減少するようトータルな政策を作り上げていただきたい。
- 現在のテーブルの負担額(第7階層)を引き上げるのは無理があると思う。幼稚園や保育園の一元化等は大変重要な問題だが、別々の制度である限りこの程度の国の支援は必要だと思う。

WGの評価結果

保育所運営費負担金(保育所の利用料の設定の仕組みを含む)

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 3名
見直しを行う 6名:

ア.最高所得階層(第7階層)に係る保育料徴収基準額の
引き上げ 5名
イ.その他 2名)

とりまとめコメント

判定としては「見直しを行う」とする。具体的には、第7階層より上の階層を設けてみるべきだということで検討をお願いしたい。

さまざまな制度の課題があり、この議論の中だけでも、子ども手当が創設される中で、平成10年から使われているこの費用徴収基準額がいいのかどうかということがある。また、可処分所得が本来の基準としてあるべきということ(夫婦2人で2千万円を稼ぐ方と1人で2千万円を稼ぐ方とは違う)。地方と大都市でも違うし、もう少し細かい基準表が必要。

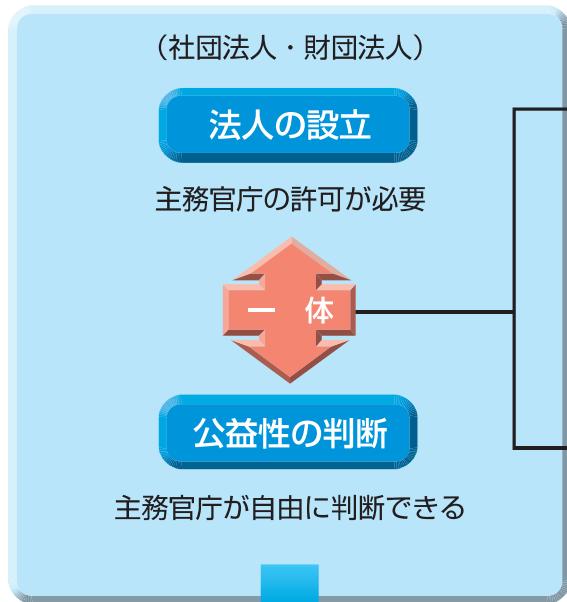
制度全体に加え、基準表の見直しについても検討していただきたい。子育てを社会全体で応援するという気持ちは変わらないが、応能負担を求める必要がある。



公益法人制度改革の概要

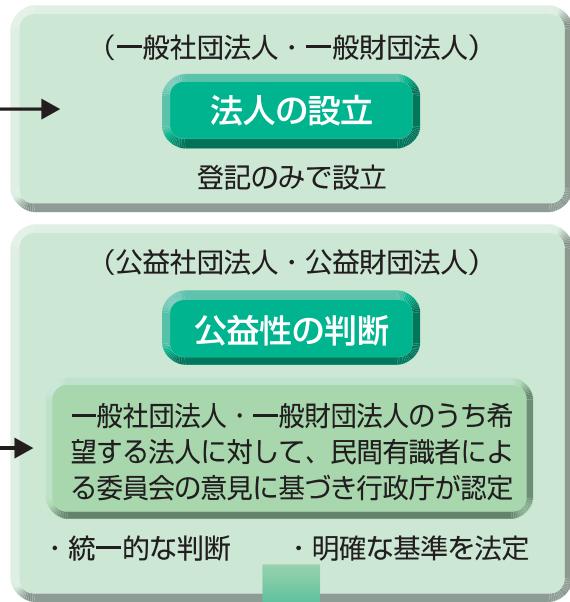
(現行公益法人制度)

- ◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)



(新制度)

- ◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



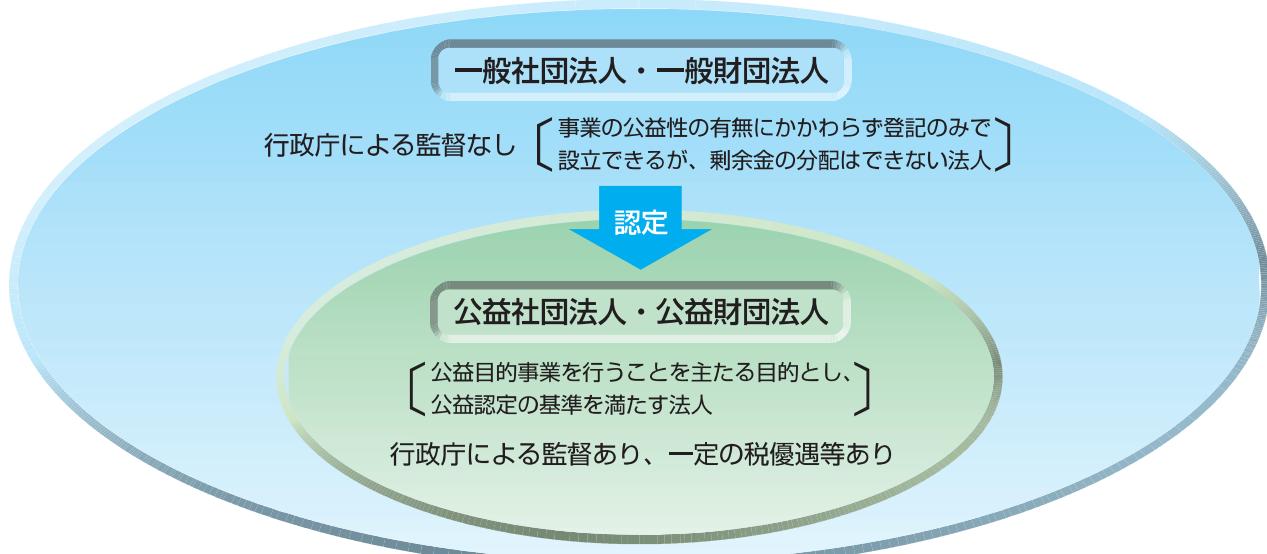
●税との関係

- 法人格と税の優遇が連動
 - ・法人税は収益事業のみ課税
 - ※更に一定の要件を満たす特定公益
増進法人については寄附金優遇

●税との関係

- 公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は?





一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。

- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。

重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。

11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。

12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。

14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。

15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。

16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。

17 定款で基金制度の採用が可能。

18 社員による役員の責任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。
- 5 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。

重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。

11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。

12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。

14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。

17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。

18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人

申請

内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

申請

都道府県知事

- ・左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等



☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる
(新法施行までに所要の措置)

☆認定を受けると、守らなければならぬことがあります。

遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
 - 立入検査
 - 勧告・命令
 - 認定の取消し
- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
○必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

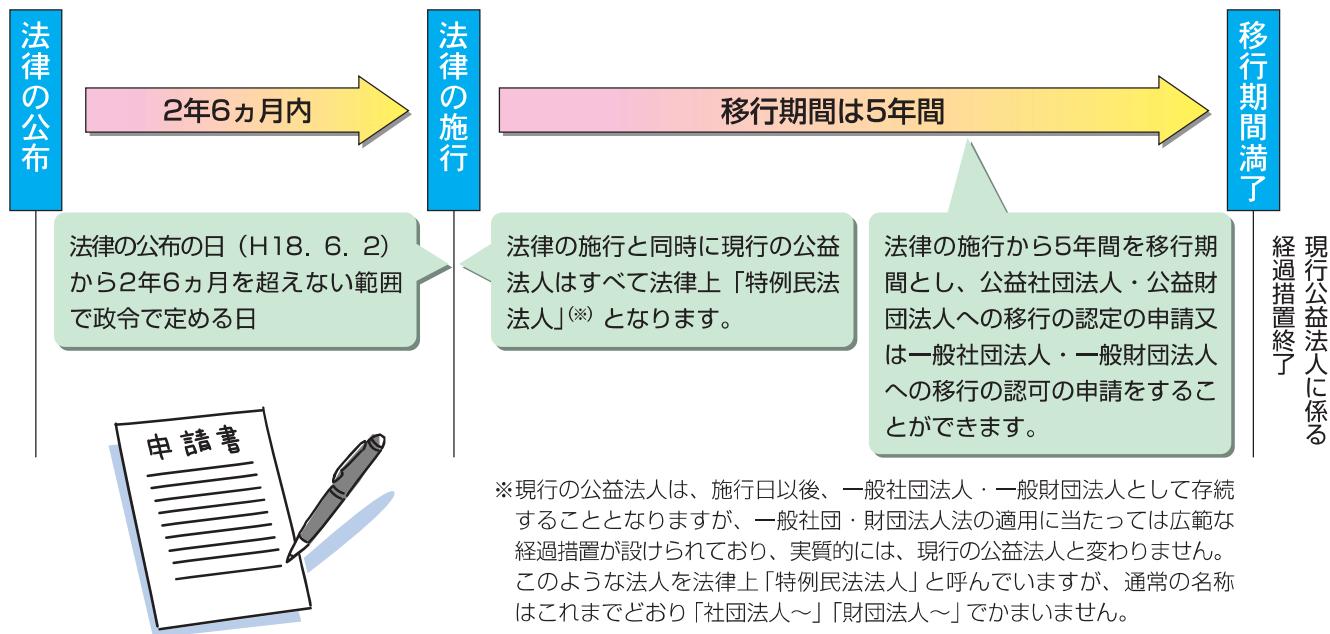
☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
↓
1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会（国）／合議制の機関（都道府県）



現行の公益法人の移行の仕組み



現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請(→7ページ参照)又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請(→8ページ参照)をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。(整備法第47条参照)
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。
(移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかつたときに解散したものとみなされます。)
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。(整備法第116条参照)

社団法人・財団法人

法律の施行の日（法律の公布（H18.6.2）から2年6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日）

特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）

○「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

○特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり（「社団法人～」、「財団法人～」等）でかいいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団（財団）法人～」、「一般社団（財団）法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで（あるいは、申請をする際）に、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

○一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

○次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の申請

認定申請

認可申請

申請せず

【認定の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

【認可の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

認 定

認 可

申請せず

認可されず

認定されず

公益社団法人・公益財団法人に移行

一般社団法人・一般財団法人に移行

移行期間の満了

解 散

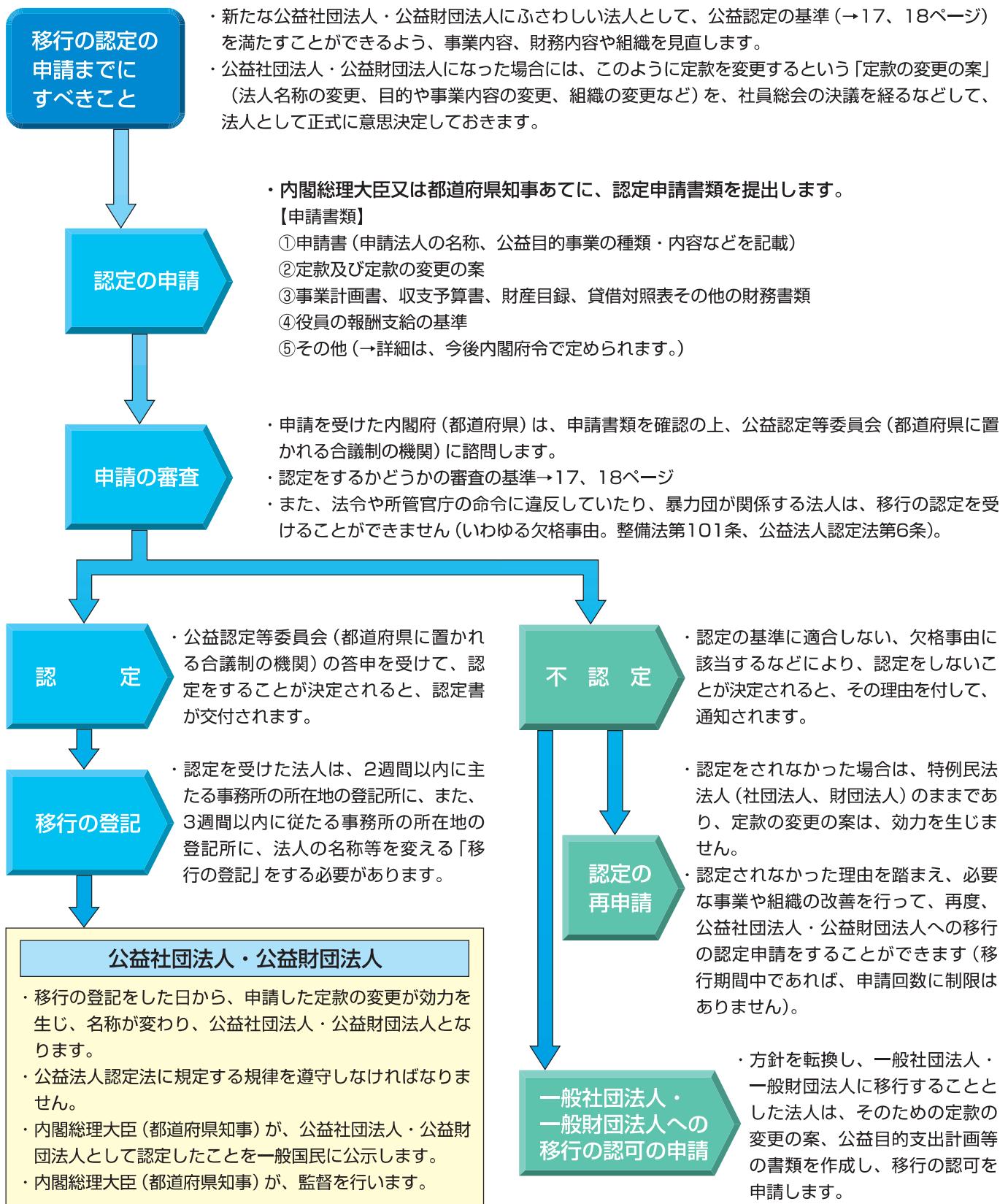
再申請することができます



公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



→次のページへ

＜プール制における非常勤職員の取り扱いについて＞

非常勤職員については、保育園における人員配置の重要性とも絡み、様々な意見があった。

- ・ 保育園を運営するうえで、非常勤職員は欠かすことのできない労働力であり、保育を受ける子どもたちにとっては正規職員、非正規職員の別は関係ない。
- ・ 特別保育等他の補助事業においても言えるが、プール制においても正規、非正規で職員の待遇に大きな差があり、改善すべきである。
- ・ 京都市における職員配置基準は他都市に比べても優れているといえるが、一部非常勤換算がなされる部分がある。正規職員で必要数を確保するということが本来あるべき姿であるとすれば、改善すべきである。

プール制において、非常勤化に関連する基準・要因として

- ・ フリー経費定数 … 認定保育士数の約1割を非常勤単価で算定
- ・ 欠員単価 … 認定職員数内であれば常勤職員が雇用できない場合、非常勤単価がプール制所要額に加算される

これは、職員を募集しているが採用に結びつかない場合や、保育児童数の変動（減少等）により認定職員数が変動し、それによる職員の解雇等を避けるため、固定化しやすい常勤職員の採用を控え非常勤職員で対応する場合などがある。

などが考えられる。

フリー経費定数及び欠員単価部分を常勤化した場合にかかる経費試算

【フリー経費定数の常勤化（平成20年度精算時データから）】

1表（保育士）所要額総額	…	13,335,106,079円（フリー経費定数、欠員単価除く）
1表（保育士）年間人月	…	31,845人月
1表（保育士）平均人數	…	2,654人（31,845人÷12月）
一人当たり所要額（年額）	…	5,024,531円（13,335,106,079円÷2,654人）
フリー経費定数年間人月	…	3,041人月
フリー経費定数平均人數	…	253人（3,041人÷12月）
フリー経費定数単価（年額）	…	2,418,240円（201,520円×12月）

$$\begin{array}{rcl} \text{一人当たり所要額 (年額)} & - & \text{フリー経費定数単価 (年額)} \\ 5,024,531 \text{ 円} & - & 2,418,240 \text{ 円} = 2,606,291 \text{ 円} \cdots \text{ A} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{A} & \times & \text{フリー経費平均人員} \\ 2,606,291 \text{ 円} & \times & 253 \text{ 人} = \boxed{659,391,623 \text{ 円}} \end{array}$$

【欠員単価部分の常勤化】

プール制格付職員所要額総額 … 15,609,065,617 円 (フリー経費定数, 欠員単価除く)

プール制格付職員年間人月 … 38,141 人月

プール制格付職員平均人人数 … 3,178 人 (38,141 人 ÷ 12 月)

一人当たり所要額 (年額) … 4,911,600 円 (15,609,065,617 円 ÷ 3,178 人)

欠員年間人月 … 3,063 人月

欠員平均人人数 … 255 人 (3,063 人 ÷ 12 月)

欠員単価 (年額) … 2,418,240 円 (201,520 円 × 12 月)

一人当たり所要額 (年額) - 欠員単価 (年額)

$$4,911,600 \text{ 円} - 2,418,240 \text{ 円} = 2,493,360 \text{ 円} \cdots \text{ B}$$

B × 欠員平均人員

$$2,493,360 \text{ 円} \times 255 \text{ 人} = \boxed{635,806,800 \text{ 円}}$$

【合計】 1,295,198,423 円